

個人住民税の軽減について

平成20年度税制改正により、都道府県・市区町村の条例で本学が「寄附金税額控除対象法人等」として指定された場合、本学に対して寄附された方は、従前の所得税の寄附金控除に加えて、下記のとおり個人住民税が軽減されます。

1. 本学を「寄附金税額控除対象法人等」として指定している地方自治体について

都道府県・・・北海道

市区町村・・・北斗市、室蘭市、札幌市、苫小牧市、函館市、

音更町、上士幌町、鹿追町、士幌町、清水町、芽室町、厚岸町

(平成21年2月6日現在)

2. 個人住民税の軽減について

寄附金額から5千円を控除した額に、次の率を乗じた税額が、寄附した翌年度の個人住民税から軽減

住所地の都道府県が指定した寄附金・・・4%

住所地の市区町村が指定した寄附金・・・6%

(住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合、10%)

控除対象限度額は、総所得金額等の30%です。

3. 対象となる寄附金について

本学に対する寄附金で、学術研究、教育研究の奨励等を目的とする寄附金で、個人として寄附するもの。

4. 寄附金控除を受けるための手続き等について

- ・ 寄附金控除を受けるためには、所轄の税務署へ所得税の確定申告書を提出してください。この場合、住民税の申告は不要です。
- ・ 確定申告をしないで、住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合は、住所地の市区町村に、本学が交付した寄附金税額控除申告書に寄附金領収書を添付して提出してください。この場合、所得税の控除は受けられません。

5. 住所地の変更の場合の適用について

寄附金税額控除の適用が受けられる場合	寄附時点の住所地の都道府県・市区町村が条例で本学を指定していなくても、寄附金を支払った年の12月31日までに条例指定の区域内に転居した場合
--------------------	---

寄附金税額控除の適用が受けられない場合

寄附金を支払った年の12月31日までに、条例指定の区域外に転居し、転居先の都道府県・市区町村が本学を条例指定していない場合

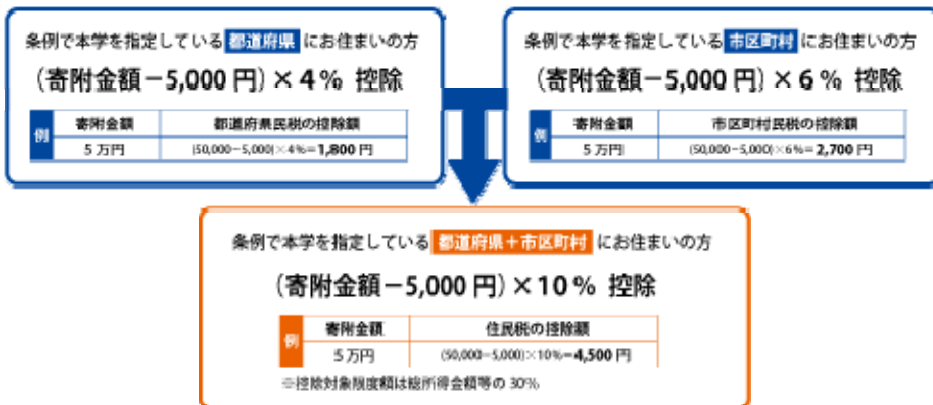
※なお、本制度において、個人寄附者の名簿(寄附者名簿)を都道府県・市区町村へ提出させていただくこととなりますので、ご了承ください。

【参考】(総務省ホームページ)

○「個人住民税の寄附金税額が大幅に拡大されました」のうち「2. 都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例指定できる制度の創設」

http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/080430_2_kojin.html

地方自治体が条例で本学を指定している場合



所得税控除と住民税軽減の例

年収700万円、配偶者+子ども2人、所得税率10%の場合

